

八戸市農業委員会3月総会議事録

日時：令和4年3月11日（金）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

出席委員

農業委員 19名中19名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中20名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 欠	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 欠	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 出
17番 大倉 喜八郎 出	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）川名 雅之、農政GL 山崎 真史、
主幹 古館 恵子、技師 深堀 成美、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、河原木推進委員、赤坂力雄推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第8号、令和3年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、上村推進委員及び山田推進委員が当事者となっている事案がございます。

両推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

本日も10度を超える暖かさで、そろそろ農作業が忙しくなってくる季節ですが、残念ながら原油や肥料の価格はどの程度高騰するのか情報交換しながらやっていかなければならないなと思っていました。そういう落ち込む気持ちを吹き飛ばすように、今月も元気良く憲章の唱和をお願いします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。3月に入りお日様の光が暖かみを増してきているように感じております。今日は3月11日、東日本大震災から11年、あの日のことを忘れずに災害に対処できる備えと心構えが必要だと思っております。また、コロナ感染症においても八戸市の感染者数は日々増えているような状態ですし、県内でも亡くられる方が随分多いなと思っております。第6波は今まで以上に厳しいという印象を受けております。それからニュースで毎日のように放送されておりますウクライナ情勢ですけれども、平和を望まない人はいないのにどうしてこういうことが起こるのだろうと考えながら日々を過ごしております。そのような中でお日様の暖かさを感じられることであったり、星の輝きを眺められることといったほんの小さなことにも幸せを感じております。そして、コロナもロシアのウクライナ侵攻も早く収束してほしいと思っております。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、1番 加藤 浩幸 委員、4番 三浦 豊 委員両氏を指名いたします。

日程第2
会長

次に、日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

鈴木委員

鈴木から報告いたします。去る2月25日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号4番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条4番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和元年8月、同年12月、令和2年2月にいずれも規模拡大のため、田を取得しております。通作距離は約20km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は41年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女2人で、うち農業専従者は女2人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、トラック各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

磯嶋委員

磯嶋から報告いたします。去る2月25日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号5番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条5番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ぶどうです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約3km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は32年で、地域農業への影響はありません。受人は贈与税の納税猶予の適用を受けておりますが、影響はありません。その他、年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機、田植機各1台を所有しており、軽トラック1台を購入予定とのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦（勝）委員

三浦から報告いたします。去る2月25日、橋場農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号6番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条6番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和2年8月に新規就農のため、同年10月に規模拡大のため、いずれも田を取得しております。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地は、字久保田はあり、字元木はなし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人

で、兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、トラック各1台を父親から借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第8号、令和3年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

深堀技師

事務局の深堀から、議案第8号、令和3年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借9件、使用貸借5件の計14件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手12名、貸し手14名で、利用権設定面積は、合計73,831㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番 番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 2 番 番号 2 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 32,000 円でございます。

利用集積 3 番 番号 3 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5 年 9 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 20,000 円でございます。

利用集積 4 番 番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 15,000 円でございます。

利用集積 5 番 番号 5 番、利用権の種類及び内容は、たばこを作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間賦課金及び 100,000 円でございます。

利用集積 6 番 番号 6 番、利用権の種類及び内容は、いちごを作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。

資料の 4 ページをお開き願います。

利用集積 7 番 番号 7 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,000 円でございます。

利用集積 8 番 番号 8 番、利用権の種類及び内容は、根菜類を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 27,000 円でございます。

番号 9 番から資料 5 ページの番号 14 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 9 番、10 番 番号 9 番と番号 10 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 5,000 円でございます。

利用集積 11 番 番号 11 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2 年 11 か月

間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 9,600 円でございます。

利用集積 12 番、13 番 番号 12 番と資料 5 ページの番号 13 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年 11 か月間使用貸借するものでございます。

利用集積 14 番 番号 14 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 4 年 3 月 17 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4 会長 次に、日程第 4、議案第 9 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

深堀技師 事務局の深堀から、議案第 9 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。資料の 7 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は使用貸借 10 件となっており、借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は合計 61,533 m²でございます。

資料の左側の欄の借り手、利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の住所、氏名を記載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターでございますが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者の住所、氏名を記載しております。その他、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

配分計画 1 番～10 番

番号 1 番から資料 8 ページの番号 10 番までは、転貸の期間中に合意解約が成立したため、農地所有者から農地中間管理機構が借り受けている残りの期間について、新たな借り手へ転貸するもので、全て同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、4 年 3 か月間使用貸借するものでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案の内容は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第10号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

それでは、はじめに、事務局から説明をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から、議案第10号につきまして御説明いたします。

今回、議案第10号として提案いたしました農地法第5条許可申請に係る案件でございますが、全44案件につきまして、同一の事業者による、同一の事業目的に供するための転用となっており、その合計面積は75,920㎡、約7.6ヘクタールとなっております。

農地転用の許可手続において転用面積が4ヘクタールを超える場合は、農林水産大臣との協議を要する都道府県知事許可となっております。この場合、申請を受付した市区町村の農業委員会において、申請内容について総会で審議し、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行い、それらの意見を付して都道府県知事に申請書を送付することとなります。

この議案第10号に係る案件につきましては、ただいまから八戸市農業委員会としての意見を審議していただき、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行った上で、青森県知事に申請書を送付いたします。送付後、青森県農林水産部において、農林水産省東北農政局との協議が行われます。協議が順調に進み、調った場合に、青森県知事から許可されることとなっております。

以上で説明を終わります。

会長

続きまして、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

西野委員

西野から報告します。去る2月28日、木村委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号5番から48番までを調査してまいりました。資料の9ページをお開き願います。番号5番から資料23ページの番号48番までの全44案件ですが、受人及び転用目的が同一で、申請地全件を一体利用するものですので、一括して報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条5番～48番

調査には、受人は代理人が、渡人は、番号35番は本人が、その他は番号35番の渡人が代理人として出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。転用目的は、卸商業団地整備です。転用に当たっては、申請地の合計面積75,920㎡と合わせて、自己所有の非農地1筆、売買により取得する非農地2筆の他、八戸市から法定外公共物である道路及び水路の払下げを受けて利用し、事業面積は合計86,015.39㎡となります。実施計画は、令和4年9月1日から令和6年1月15日まで。資金調達計画は、自己資金、借入資金、全国卸商業団地協同組合連合会からの助成金及び青森県知事からの高度化事業計画の認定に係る集団化資金貸付金です。他法令との関連は、いずれも農用地区域内農地でしたが、令和3年12月8日付けで除外済。開発許可は必要ですが、事前相談済。いずれも埋蔵文化財区域外であり、下長土地改良区から適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置ですが、申請地の周囲に擁壁を設置し、盛土して、事業用地を造成します。申請地の一部には、侵入防止及びごみ飛散防止等のためフェンスを設置します。駐車場とする部分は砂利敷きし、道路とする部分はアスファルト舗装して整備します。事業排水は、分譲後に各立地企業が設置する合併処理浄化槽にて浄化後、事業用地内に整備する調整池に集水し、都市下水路に排水します。雨水については、築造する道路に設置する側溝を介して、事業用地内に整備する調整池に流入させて、事業排水と同じく都市下水路に排水します。立地条件は、八戸市立下長小学校から南西側約500mに位置し、田、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、工場、住宅その他の施設の用に供される土

地の造成・処分のみを目的とする転用は、原則として許可することができませんが、農地法施行規則第 47 条第 5 号ツの規定により、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令に規定する事業協同組合等が、その事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するためであれば、例外として許可することができ、併せて代替性の検討がなされているためです。権利調整措置ですが、番号 6 番、番号 14 番から番号 18 番まで、番号 23 番から番号 26 番までには地役権が設定されている土地がありますが、受人は了承しているそうです。また、番号 13 番には根抵当権が設定されていますが、根抵当権者からの同意書が添付されています。その他の権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、いずれも全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、その旨の意見を付して、青森県知事へ送付して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、許可権者である青森県知事に送付いたします。

日程第 6
会長

次に、日程第 6、議案第 11 号、令和 4 年度農作業標準賃金の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

古舘主幹

事務局の古舘から御説明いたします。

別冊となっております、議案第 11 号、令和 4 年度農作業標準賃金の決定についての資料を御覧願います。

令和 4 年度農作業標準賃金につきましては、2 月総会の協議案件において概要を御説明いたしまして、委員の皆様から 2 月 25 日まで意見を募集していただきましたが、意見はありませんでしたので、事務局の案を提出しております。また、2 月総会でも説明しておりますが、標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受託や委託の料金の参考として毎年定めておりますが、あくまで参考として定めるものですので、実際に作業を依頼する場合は、圃場の条件や作業範囲、消耗品の取扱いなどの諸条件について、事前に当事者間で十分に協議して決定して下さるようお願いしているものです。

それでは、標準賃金の案について御説明いたします。

資料 1 ページの表は、左側から順番に、作業名、標準単位、標準賃金や料金を記載しております。

1、農作業労働賃金は、農作業を依頼した際の一人 8 時間当たりの賃金を記載しているものです。この労働賃金のうち、米印 1 と表記しているところですが、青森県の最低賃金が 1 時間当たり 822 円となっておりますので、1 日 8 時間労働とし、最低賃金を上回る額として 6,600 円としております。米印 2 と表記しております果樹剪定作業につきましては、一般作業の 1.5 倍となるよう、資料一番下の計算式のとおり計算し、9,900 円としております。なお、これらの米印は、公開する際には記載しないことを申し添えます。

2、農作業受委託料金は、農作業に係る機械代、運転手代、燃料代などを含めた農作業の受託や委託の料金を記載しております。この受委託料金は据え置きし、前年度と同額としております。

資料の2ページ以降は参考資料として2月総会と同じ資料を添付しております。

資料2ページは、過去10年間の青森県最低賃金の推移及び軽油とレギュラーガソリンの店頭現金価格の推移となっております。資料3ページは、当市の過去10年間の農作業標準賃金の推移となっております。資料4ページ、5ページは、青森市や弘前市など、県内の主な市とおいらせ町の令和2年度と令和3年度の比較表となっております。資料6ページ、7ページは、三戸郡各町村の令和2年度と令和3年度の比較表となっております。資料8ページは、東北6県庁所在地の令和3年度の農作業標準賃金比較表となっておりますので、参考としていただければと思います。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第9号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

深堀技師

事務局の深堀から御報告いたします。この案件は、相続等届出の2月分でございます。資料の25ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 12 番～20 番

今回の届出は、資料25ページの番号12番から資料27ページの番号20番までの計9件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料27ページの番号18番があり、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8、

日程第9

会長

次に、日程第8、報告第10号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の2月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の29ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでござ

ざいます。

4条3番

番号3番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

4条4番

番号4番、転用目的は車庫1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の31ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条7番

番号7番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条8番

番号8番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条9番

番号9番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条10番、11番

番号10番、番号11番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条12番

番号12番、転用目的は敷地拡張でございます。

次ページを御覧願います。

5条13番

番号13番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条14番、15番

番号14番、番号15番、転用目的は事務所1棟建築、駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

5条16番

番号16番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

5条17番

番号17番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条18番

番号18番、転用目的は駐車場、資材置場でございます。

次ページを御覧願います。

5条19番

番号19番、転用目的は駐車場、資材置場でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 10

会長

次に、日程第 10、報告第 12 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

深堀技師

事務局の深堀から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 2 月分でございます。資料の 37 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 4 番

番号 4 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 5 番

番号 5 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 6 番

番号 6 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 4 年 3 月 17 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。
皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時20分)